

大情審答申第 456 号
平成 30 年 6 月 29 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表1から別表6の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った別表1から別表6の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定1」から「本件決定6」といい、あわせて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、別表1から別表6の（う）欄に記載の年月日に、条例第5条に基づき、実施機関に対し、別表1から別表6の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求1」から「本件請求6」といい、あわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求を拒否する理由を別表1から別表6の（き）欄に記載のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件各決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、別表1から別表6の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求1」から「本件審査請求6」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

「介護保険料減免申請却下通知書の再却下理由に『現状有姿による土地の処分も可能なこと』と明記され、さらに、『本件については自己の居住用以外の処分可能な土地を

有していると判断し、減免申請について却下します。』と結論されている。

判断する為の『根拠』が無ければ、担当者の私意による恣意的判断では、大阪市の職員として妥当で正当な職務ではない。」

「『処分可能な土地』で有る事を示す根拠となる文書の開示を求める為に不服請求を行う。」

「開示請求書の開示事項に『土地鑑定や査定』と記した文書が存在しないことを言う、その文書には請求者名前が無いから本件開示請求に該当しないと言われた。その為に、全く同じ開示事項で開示請求と公開請求を今回は行った。」

「申請却下理由の『現状有姿による土地の処分も可能なこと』と判断する根拠が存在する事が必要で有る。『現状有姿による土地の処分も可能なこと』と判断した根拠になる文書（土地鑑定や査定）を公開しなければ、誤りの有無等の判断すら請求者には出来ない。本件は、開示すればその誤り（現状有姿による土地の処分が不可能）な事が露呈することを隠蔽する為に、開示請求対象外で、公開請求は条例9条で不可としたので、その様な決定は不服の為に、審査請求を…行う。」

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表1から別表6の（け）欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。

また、第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、第7条各号に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。もちろん、これらの規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

実施機関は、本件請求1又は本件請求2に係る公文書の存否を答えることにより、条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することになるとして、また本件請求3から本件請求6に係る公文書の存否を答えることにより、条例第7条第1号及び第2号に規定する非公開情報を公開することになるとして、いずれも条例第9条に基づいて本件各決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件各決定を不服であるとして

争っている。

したがって、本件審査請求1及び本件審査請求2における争点は、いずれも本件請求1又は本件請求2に係る公文書の存否を答えることの条例第7条第1号及び第9条該当性であり、本件審査請求3から本件審査請求6における争点は、いずれも本件請求3から本件請求6に係る公文書の存否を答えることの条例第7条第1号及び第2号並びに条例第9条該当性である。

3 条例第7条第1号及び条例第9条の基本的な考え方

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 条例第9条の基本的な考え方

条例第9条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第7条各号（非公開情報）の規定により保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨規定している。

しかしながら、本条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するという例外的な規定であるので、安易な運用は、請求者の公文書公開請求権を侵害することになりかねない。したがって、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を第7条各号の規定の趣旨に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の公開決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないように、特に慎重な運用に努めなければならないと解される。

本条が適用されるためには、①特定の個人を名指しして、または特定の事項（場所や分野）を限定して公開請求がなされているため、非公開決定（当該公文書が不存在であることを理由にする場合を含む。）を行って、その旨を請求者に通知することにより、何らかの情報が明らかになること（以下「要件1」という。）及び②当該情報が条例第7条各号のいずれかに該当すること（以下「要件2」という。）の2つの要件を備えていることが必要であると解される。

4 本件各決定の妥当性について

(1) 本件決定1及び本件決定2の妥当性について

ア 要件1該当性について

まず、審査請求人は「請求する公文書の内容又は件名」欄に「請求者の介護保険減免」と記載していることから、自身の「介護保険減免」に関する事実があることを前提として本件請求1及び本件請求2を行ったものと解される。審査請求人が記載する「介護保険減免」に関する事実があるか否かは、当審査会の与り知るところではないが、実施機関が、本件請求1及び本件請求2に係る公文書について、条例第10条第2項の規定に基づく非公開決定等（当該公文書が不存在であることを理由にする場合を含む。）を行い、その旨を審査請求人に通知することにより、特定個人である審査請求人の「介護保険減免」に関する事実の有無が明らかになることから要件1に該当すると認められる。

イ 要件2該当性について

次に、上記アにより明らかになる情報の条例第7条第1号該当性について検討すると、上記アにより明らかになる情報は特定の個人の「介護保険減免」に関する事実の有無であり、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、条例第7条第1号本文に該当することは明らかである。また、当該情報は同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、本件請求1及び本件請求2は要件2に該当すると認められる。

ウ 条例第9条該当性について

以上のことから実施機関が行った本件決定1及び本件決定2については、条例第9条に該当すると認められる。

(2) 本件決定3及び本件決定4の妥当性について

ア 要件1該当性について

まず、本件請求3及び本件請求4はいずれも住吉区役所保健福祉センター及び福祉局が特定の土地について「現状有姿による土地の処分も可能」と判断した根拠を求める公開請求である。

実施機関によれば、住吉区役所保健福祉センター及び福祉局が特定の土地について「現状有姿による土地の処分も可能」か否かの判断を行うのは介護保険被保険者が介護保険料の減免申請を行った場合のみであるとのことである。

ここで、登記簿等の情報と照合することにより当該土地の所有者を識別することができることを踏まえると、当該土地の所有者が介護保険料の減免申請を行ったか否かは、当審査会の与り知るところではないが、実施機関が、本件請求3及び本件請求4に係る公文書について、条例第10条第2項の規定に基づく非公開決定等（当該公文書が不存在であることを理由にする場合を含む。）を行い、その旨を審査請求人に通知することにより、当該土地の所有者である特定の個人が介護保険料減免申請を行った事実の有無が明らかになることから、要件1に該当すると認められる。

イ 要件2該当性について

次に、上記アにより明らかになる情報の条例第7条第1号該当性について検討

すると、上記アにより明らかになる情報は、特定個人が介護保険料減免申請を行った事実の有無であり、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、条例第7条第1号本文に該当することは明らかである。また、当該情報は同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、本件請求3及び本件請求4は要件2に該当すると認められる。

ウ 条例第9条該当性について

以上のことから実施機関が行った本件決定3及び本件決定4については、条例第9条に該当すると認められる。

実施機関は、本件決定3及び本件決定4において条例第7条第2号該当性を主張しているが、上記アにより明らかになる情報の公開の可否については、上記のとおりであるから、上記アにより明らかになる情報の条例第7条第2号該当性については判断しない。

(3) 本件決定5及び本件決定6の妥当性について

ア 要件1該当性について

まず、本件請求5及び本件請求6に係る公開請求書にはいずれも本件各決定に先立って実施機関が行った保有個人情報開示決定の決定通知書の文書番号が記載されるとともに、当該決定通知書の写しが添付され、特定土地の地番が記載されている。

また、本件請求5及び本件請求6はいずれも住吉区役所保健福祉センター及び福祉局が特定の土地について「現状有姿による土地の処分も可能」と判断した根拠を求める公開請求である。

したがって、本件請求5及び本件請求6は上記(2)アと同様に、非公開決定等を行いその旨を審査請求人に通知することにより、当該土地の所有者である特定の個人が介護保険料減免申請を行った事実の有無が明らかになることから、要件1に該当すると認められる。

イ 要件2該当性について

次に、上記アにより明らかになる情報の条例第7条第1号該当性について検討すると、上記アにより明らかになる情報は特定個人が介護保険料減免申請を行った事実の有無であり、条例第7条第1号本文に該当することは明らかである。また、当該情報は同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、本件請求5及び本件請求6は要件2に該当すると認められる。

ウ 条例第9条該当性について

以上のことから実施機関が行った本件決定5及び本件決定6については、条例第9条に該当すると認められる。

実施機関は、本件決定5及び本件決定6において条例第7条第2号該当性を主張しているが、上記アにより明らかになる情報の公開の可否については、上記のとおりであるから、上記アにより明らかになる情報の条例第7条第2号該当性については判断しない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 坂本 団、委員 玉田 裕子、委員 村田 尚紀

(参考) 答申に至る経過

平成28年度諮問受理第7号ほか5件

年 月 日	経 過
平成28年6月17日	諮問の受理（平成28年度諮問受理第7号及び第8号）
平成28年7月20日	諮問の受理（平成28年度諮問受理第13号及び第14号）
平成28年8月5日	諮問の受理（平成28年度諮問受理第16号及び第17号）
平成29年2月15日	実施機関からの意見書の収受（平成28年度諮問受理第7号、第8号、第13号、第14号、第16号及び第17号）
平成29年2月16日	調査審議
平成29年3月6日	調査審議（実施機関の陳述）
平成30年3月29日	調査審議
平成30年4月26日	調査審議
平成30年5月31日	調査審議
平成30年6月29日	答申

別表 1

(あ) 諮問受理番号	平成28年度諮問受理第 7 号
(い) 諮問	平成28年 6 月17日付け大住吉保福第163号
(う) 請求日	平成28年 5 月10日
(え) 請求する公文書の件名又は内容	請求者の介護保険減免に対して、大阪市住吉区役所と福祉局が所待している情報で、すでに開示した分等を含む。その決定書等には開示又は不開示又は部分開示の情報のイチラン表を求める
(お) 担当	住吉区役所保健福祉課（高齢者支援・介護保険）
(か) 決定	平成28年 5 月24日付け大住吉保福第79号による公開請求拒否決定
(き) 公開請求を拒否する理由	本件公開請求は、特定個人の介護保険料減免に係る公文書の公開を求めるものであり、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、特定個人に係る介護保険料減免申請を行った事実の有無等、条例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報」を公開することとなるため、条例第 9 条により、当該公開請求を拒否する。
(く) 審査請求年月日	平成28年 5 月26日
(け) 実施機関の主張	本件請求に関しては、本件請求に係る公文書を実施機関が保有しているか否かを答えることにより、特定の個人が介護保険料減免申請を行った事実の有無を明らかにすることになる。 また、条例第 7 条第 1 号では個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、非公開とすることとしており、本件事実の性質を踏まえると、特定の個人が介護保険料減免申請を行った事実の有無は、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、また、その性質上、条例第 7 条第 1 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 したがって、実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、条例第 7 条第 1 号に規定する非公開情報を公開することになるとして条例第 9 条に基づき、本件決定を行ったものである。

別表 2

(あ) 諮問受理番号	平成28年度諮問受理第8号
(い) 諮問	平成28年6月17日付け大福祉第880号
(う) 請求日	平成28年5月10日
(え) 請求する公文書の件名又は内容	請求者の介護保険減免に対して、大阪市住吉区役所と福祉局が所待している情報で、すでに開示した分等を含む。その決定書等には開示又は不開示又は部分開示の情報のイチラン表を求める
(お) 担当	福祉局高齢者施策部介護保険課
(か) 決定	平成28年5月24日付け大福祉第574号による公開請求拒否決定
(き) 公開請求を拒否する理由	本件公開請求は、特定個人の介護保険料減免に係る公文書の公開を求めるものであり、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、特定個人に係る介護保険料減免申請を行った事実の有無等、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報」を公開することとなるため、条例第9条により、当該公開請求を拒否する。
(く) 審査請求年月日	平成28年5月26日
(け) 実施機関の主張	本件請求に関しては、本件請求に係る公文書を実施機関が保有しているか否かを答えることにより、特定の個人が介護保険料減免申請を行った事実の有無を明らかにすることになる。 また、条例第7条第1号では個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、非公開とすることとしており、本件事実の性質を踏まえると、特定の個人が介護保険料減免申請を行った事実の有無は、条例第7条第1号本文に該当し、また、その性質上、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 したがって、実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することになるとして条例第9条に基づき、本件決定を行ったものである。

別表 3

(あ) 諮問受理番号	平成28年度諮問受理第13号
(い) 諮問	平成28年 7 月20日付け大住吉保福第242号
(う) 請求日	平成28年 6 月 3 日
(え) 請求する公文書の件名又は内容	〇〇との土地が「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と大阪市住吉区保健福祉センター保健福祉課の高齢者支援・介護保険と、大阪市福祉課が判断するに必要な根拠となる情報の全て
(お) 担当	住吉区役所保健福祉課(高齢者支援・介護保険)
(か) 決定	平成28年 6 月17日付け大住吉保福第166号による公開請求拒否決定
(き) 公開請求を拒否する理由	本件請求は、特定の土地に係る公文書の公開を求めるものであり、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、登記簿等の情報と照合することで、当該土地所有者と本市の関わりなど、条例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」及び条例第 7 条第 2 号に規定する「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を公開することとなるため、条例第 9 条により、当該公開請求を拒否する。
(く) 審査請求年月日	平成28年 6 月20日
(け) 実施機関の主張	本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、登記簿等の情報と照合することで、当該土地の所有者と本市との間に介護保険に関する何らかの関わりがあることが明らかになる。 条例第 7 条第 1 号では、個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては非公開とすることとしている。また、条例第 7 条第 2 号では、法人等に関する情報であって当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては非公開とすることとしている。特定の土地の所有者と本市との間に介護保険に関する何らかの関わりがあるという事実は、条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に該当し、また、その性質上、条例第 7 条第 1 号ただし書ア、イ、ウ及び条例第 7 条第 2 号のただし書のいずれにも該当しない。 したがって、実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する非公開情報を公開することになるとして本件決定を行ったものである。

別表 4

(あ) 諮問受理番号	平成28年度諮問受理第14号
(い) 諮問	平成28年 7 月20日付け大福祉第1257号
(う) 請求日	平成28年 6 月 3 日
(え) 請求する公文書の件名又は内容	〇〇との土地が「現状有姿による土地の処分も可能なこと」と、大阪市住吉区保健福祉センター保健福祉課の高齢者支援・介護保険と、大阪市福祉課が判断するに必要な根拠となる情報の全て
(お) 担当	福祉局高齢者施策部介護保険課
(か) 決定	平成28年 6 月17日付け大福祉第871号
(き) 公開請求を拒否する理由	本件請求は、特定の土地に係る公文書の公開を求めるものであり、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、登記簿等の情報と照合することで、当該土地所有者と本市の関わりなど、条例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」及び条例第 7 条第 2 号に規定する「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を公開することとなるため、条例第 9 条により、当該公開請求を拒否する。
(く) 審査請求年月日	平成28年 6 月20日
(け) 実施機関の主張	本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、登記簿等の情報と照合することで、当該土地の所有者と本市との間に介護保険に関する何らかの関わりがあることが明らかになる。 条例第 7 条第 1 号では、個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては非公開とすることとしている。また、条例第 7 条第 2 号では、法人等に関する情報であって当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては非公開とすることとしている。特定の土地の所有者と本市との間に介護保険に関する何らかの関わりがあるという事実は、条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に該当し、また、その性質上、条例第 7 条第 1 号ただし書ア、イ、ウ及び条例第 7 条第 2 号のただし書のいずれにも該当しない。 したがって、実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する非公開情報を公開することになるとして本件決定を行ったものである。

別表 5

(あ) 諮問受理番号	平成28年度諮問受理第16号
(い) 諮問	平成28年 8 月 5 日付け大住吉第349号
(う) 請求日	平成28年 6 月21日
(え) 請求する公文書の件名又は内容	平成28年 6 月17日付大福祉870号開示決定も、同日大住吉保福165号開示決定も、所有権等を示すのみで、請求者が請求で明記した「現状有姿による土地の処分も可能なこと」の「処分可能」を示す文書では無く、あくまでも「処分可能」を示す情報を求める。よって、上記決定文書以外の「処分可能」な事を明確に判断するに必要な、「処分可能」を示す根拠となる情報全て。その情報のイチラン表を付して決定を求める
(お) 担当	住吉区役所保健福祉課(高齢者支援・介護保険)
(か) 決定	平成28年 7 月 5 日付け大住吉保福第206号による公開請求拒否決定
(き) 公開請求を拒否する理由	本件請求は、特定の土地に係る公文書の公開を求めるものであり、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、登記簿等の情報と照合することで、当該土地所有者と本市の関わりなど、条例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」及び条例第 7 条第 2 号に規定する「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を公開することとなるため、条例第 9 条により、当該公開請求を拒否する。
(く) 審査請求年月日	平成28年 7 月 7 日
(け) 実施機関の主張	本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、当該土地の登記簿等の情報と照合することで、当該土地の所有者と本市との間に介護保険に関する何らかの関わりがあることが明らかになる。 条例第 7 条第 1 号では、個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては非公開とすることとしている。また、条例第 7 条第 2 号では、法人等に関する情報であって当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては非公開とすることとしている。特定の土地の所有者と本市との間に介護保険に関する何らかの関わりがあるという事実は、条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に該当し、また、その性質上、条例第 7 条第 1 号ただし書ア、イ、ウ及び条例第 7 条第 2 号のただし書のいずれにも該当しない。 したがって、実施期間は、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する非公開情報を公開することになるとして本件決定を行ったものである。

別表 6

(あ) 諮問受理番号	平成28年度諮問受理第17号
(い) 諮問	平成28年 8 月 5 日付け大福祉第1460号
(う) 請求日	平成28年 6 月21日
(え) 請求する公文書の件名又は内容	平成28年 6 月17日付大福祉870号開示決定も、同日大住吉保福165号開示決定も、所有権等を示すのみで、請求者が請求で明記した「現状有姿による土地の処分も可能なこと」の「処分可能」を示す文書では無く、あくまでも「処分可能」を示す情報を求める。よって、上記決定文書以外の「処分可能」な事を明確に判断するに必要な、「処分可能」を示す根拠となる情報全て。その情報のイチラン表を付して決定を求める
(お) 担当	福祉局高齢者施策部介護保険課
(か) 決定	平成28年 7 月 5 日付け大福祉第1106号による公開請求拒否決定
(き) 公開請求を拒否する理由	本件請求は、特定の土地に係る公文書の公開を求めるものであり、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、登記簿等の情報と照合することで、当該土地所有者と本市の関わりなど、条例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」及び条例第 7 条第 2 号に規定する「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を公開することとなるため、条例第 9 条により、当該公開請求を拒否する。
(く) 審査請求年月日	平成28年 7 月 7 日
(け) 実施機関の主張	本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、登記簿等の情報と照合することで、当該土地の所有者と本市との間に介護保険に関する何らかの関わりがあることが明らかになる。 条例第 7 条第 1 号では、個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては非公開とすることとしている。また、条例第 7 条第 2 号では、法人等に関する情報であって当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては非公開とすることとしている。特定の土地の所有者と本市との間に介護保険に関する何らかの関わりがあるという事実は、条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に該当し、また、その性質上、条例第 7 条第 1 号ただし書ア、イ、ウ及び条例第 7 条第 2 号のただし書のいずれにも該当しない。 したがって、実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する非公開情報を公開することになるとして本件決定を行ったものである。